

日本語教育機関に入学する者に係る運用の一部見直しについてのQ & A

Q 1

日本語能力に係る確認は日本語試験の証明書又は受入機関の面接によるものとされているところ、日本語試験の証明がない者について、受入機関が面接を実施した結果、A 1相当以上の日本語能力を有していると判断した場合、150時間以上の日本語学習歴については不要ですか。

A.

御認識のとおりですが、面接においてどのようにA 1相当以上の日本語能力があると教育機関が判断したのか各種確認書等に具体的に記載いただく必要があります。

Q 2

新たな各種確認書は、「所属機関作成用」とありますが、作成主体は「教育機関」でなければならない（受け入れる教育機関以外が作成することは不可）ということですか。

A.

御認識のとおりです。

Q 3

各種確認書の面接内容の記載については、具体的内容を記載するほか、別途面接内容の記録等を添付してもよいですか。

A.

面接においてどのようにA 1相当以上の日本語能力があると教育機関が判断したのか適切に記載されていれば、面接記録の添付でも差し支えありません。

Q 4

面接の記載内容について、最低でもどの程度のこと記載されていなければなりませんか。

A.

日本語教育機関に入学する留学生に求められている日本語能力は、A 1 相当以上であるところ、A 1 相当の試験（みなし試験を含む。）として扱う日本語試験を入管庁HPに掲載しており、少なくともこれらの試験に合格できるレベルであることを確認する必要があります。

この点、日本語能力の確認の適正化を図る観点から、客観的な指標をもって各留学生の日本語能力を確認する必要があり、適切な確認方法の例としては、上記試験の問題又はその同等レベルの問題を10問出題して、正答率に照らし、上記試験の合格最低点以上のレベルであるか否かにより確認することが挙げられます。この水準以外の方法で日本語能力の確認を行うことも差し支えありませんが、当該他の方法が上記方法と同水準以上の確認方法であることを御説明願います。

Q 5

各種確認書のチェックボックス3つ目「書類確認」の記載欄について、日本語能力の立証が日本語試験の証明書又は面接によるものであれば、同欄は一律記載不要ですか。

A.

「書類確認」の項目が無記載であることのみをもって、日本語能力に疑義があるものとは評価されませんが、申請人の日本語能力については可能な限り複層的に確認を行うことが望ましいため、「書類確認」の項目を含め、該当する項目については網羅的に記載願います。

Q 6

各種確認書のチェックボックス3つ目「書類確認」の（3）の総学習時間について、（2）の終期は入学日でよいですか（申請時点では未来の学習予定時間を含めるという認識でよいですか。）。また、独学の場合、学習期間や学習時間の記載を要しますか。

A.

前者については、御認識のとおりです（そのため、「うち申請時点における既学習時間」の欄を設けています。）。また、独学の場合でも、学習期間や学習時間を含め日本語学習歴の記載をしていただいで差し支えありません。

Q 7

3か月に1度、資格外活動状況を確認することについて、任意の方法により確認することとなっていますが、生徒の自己申告でもよいですか。

A.

生徒からの自己申告によって当該生徒の資格外活動の状況を把握することは差し支えありませんが、留学生を受け入れる教育機関に求められる資格外活動の遵守状況を適正に管理する体制として、当庁からの求めがあれば、各生徒の資格外活動の状況（就労場所、就労時間、就労内容等）の把握方法や資格外活動に係る指導等について、具体的に説明いただく必要があることに御留意願います。

Q 8

3か月に1度、資格外活動状況を確認することについて、これを怠った場合、改善指導の対象になりますか。

A.

当庁が日本語教育機関に求めている対応が十分に行われず、資格外活動の遵守状況を適正に管理する体制が整備されていないと判断される場合には、上陸基準省令第2号の2に抵触する可能性があるため、適切な確認体制を構築いただくようお願いいたします。

Q 9

「毎日の資格外活動時間」を確認することとなっていますが、週単位や月単位で資格外活動時間を把握して記録してもよいですか。

A.

留学生の資格外活動は原則週28時間以内に制限されていますが、日々の資格外活動時間を把握し、どの曜日から起算しても週28時間以内に収まっていることの確認を行っていただくようお願いいたします。